

目次

規則

- 土砂等の埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例の施行期日を定める規則（廃棄物対策課）
- 土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則を廃止する規則（同）
- 都市計画法施行細則の一部を改正する規則（建築宅地課）
- 県営住宅条例施行規則及び特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則（住宅課）

告示

- 包括外部監査契約の締結（行政経営企画課）
- 介護支援専門員実務研修受講試験に係る手数料の徴収事務の委託（長寿社会政策課）
- 介護支援専門員再研修に係る手数料の徴収事務の委託（同）
- 県営土地改良計画の縦覧（2件）（農村振興課）
- 保安林の指定の解除の予定（森林整備課）
- 土地区画整理事業の換地処分届出（都市計画課）
- 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定（建築宅地課）
- 県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示（出納総務課）
- 海洋総合実習船宮城丸の漁獲物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託（2件）（教育庁高校教育課）

公告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告（教育庁教育企画室）
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告（警察本部会計課）

次の規則を公布する。

令和7年5月23日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 宮城県規則第 108 号 土砂等の埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例の施行期日を定める規則
- 宮城県規則第 109 号 土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則を廃止する規則
- 宮城県規則第 110 号 都市計画法施行細則の一部を改正する規則
- 宮城県規則第 111 号 県営住宅条例施行規則及び特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則

土砂等の埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例の施行期日を定める規則

土砂等の埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例（令和7年宮城県条例第20号）の施行期日は、令和7年5月23日とする。

土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則を廃止する規則

土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則（令和2年宮城県規則第5号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

都市計画法施行細則の一部を改正する規則

都市計画法施行細則（平成 12 年宮城県規則第 148 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																		
<p>様式第 5 号(第 4 条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">設計説明書(その 1)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%; vertical-align: top;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">ア 市街化区域</td> <td style="width: 50%;">イ 市街化調整区域</td> </tr> <tr> <td>ウ 非線引き都市計画区域</td> <td>エ 準都市計画区域</td> </tr> <tr> <td>オ 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域</td> <td></td> </tr> <tr> <td>用途地域等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> </tr> </table> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p style="text-align: center;">宅地造成及び特定盛土等規制法の適用</p> <p>ア 宅地造成等工事規制区域 法第 15 条第 2 項の適用（有・無）</p> <p>イ 特定盛土等規制区域 法第 34 条第 2 項の適用（有・無）</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>(注)1・2 [略]</p> <p>3 「宅地造成及び特定盛土等規制法の適用」の欄には、宅地造成及び特定盛土等規制法第 15 条第 2 項及び第 34 条第 2 項(みなし許可)が適用となるかどうかの有無を記載すること。</p> <p>設計説明書(その 2) [略]</p> </div>	[略]		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">ア 市街化区域</td> <td style="width: 50%;">イ 市街化調整区域</td> </tr> <tr> <td>ウ 非線引き都市計画区域</td> <td>エ 準都市計画区域</td> </tr> <tr> <td>オ 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域</td> <td></td> </tr> <tr> <td>用途地域等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> </tr> </table>	ア 市街化区域	イ 市街化調整区域	ウ 非線引き都市計画区域	エ 準都市計画区域	オ 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域		用途地域等		その他		<p style="text-align: center;">宅地造成及び特定盛土等規制法の適用</p> <p>ア 宅地造成等工事規制区域 法第 15 条第 2 項の適用（有・無）</p> <p>イ 特定盛土等規制区域 法第 34 条第 2 項の適用（有・無）</p>	[略]		<p>様式第 5 号(第 4 条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">設計説明書(その 1)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%; vertical-align: top;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">ア 市街化区域</td> <td style="width: 50%;">イ 市街化調整区域</td> <td style="width: 20%;">ウ 非線引き都市計画区域</td> <td style="width: 30%;">エ 準都市計画区域</td> </tr> <tr> <td>オ 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域</td> <td></td> <td>用途地域等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宅地造成工事規制区域</td> <td>内</td> <td>外</td> <td>その他</td> </tr> </table> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p style="text-align: center;">[略]</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>(注)1・2 [略]</p> <p>設計説明書(その 2) [略]</p> </div>	[略]		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">ア 市街化区域</td> <td style="width: 50%;">イ 市街化調整区域</td> <td style="width: 20%;">ウ 非線引き都市計画区域</td> <td style="width: 30%;">エ 準都市計画区域</td> </tr> <tr> <td>オ 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域</td> <td></td> <td>用途地域等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宅地造成工事規制区域</td> <td>内</td> <td>外</td> <td>その他</td> </tr> </table>	ア 市街化区域	イ 市街化調整区域	ウ 非線引き都市計画区域	エ 準都市計画区域	オ 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域		用途地域等		宅地造成工事規制区域	内	外	その他	<p style="text-align: center;">[略]</p>	[略]	
[略]																																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">ア 市街化区域</td> <td style="width: 50%;">イ 市街化調整区域</td> </tr> <tr> <td>ウ 非線引き都市計画区域</td> <td>エ 準都市計画区域</td> </tr> <tr> <td>オ 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域</td> <td></td> </tr> <tr> <td>用途地域等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> </tr> </table>	ア 市街化区域	イ 市街化調整区域	ウ 非線引き都市計画区域	エ 準都市計画区域	オ 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域		用途地域等		その他		<p style="text-align: center;">宅地造成及び特定盛土等規制法の適用</p> <p>ア 宅地造成等工事規制区域 法第 15 条第 2 項の適用（有・無）</p> <p>イ 特定盛土等規制区域 法第 34 条第 2 項の適用（有・無）</p>																								
ア 市街化区域	イ 市街化調整区域																																		
ウ 非線引き都市計画区域	エ 準都市計画区域																																		
オ 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域																																			
用途地域等																																			
その他																																			
[略]																																			
[略]																																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">ア 市街化区域</td> <td style="width: 50%;">イ 市街化調整区域</td> <td style="width: 20%;">ウ 非線引き都市計画区域</td> <td style="width: 30%;">エ 準都市計画区域</td> </tr> <tr> <td>オ 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域</td> <td></td> <td>用途地域等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宅地造成工事規制区域</td> <td>内</td> <td>外</td> <td>その他</td> </tr> </table>	ア 市街化区域	イ 市街化調整区域	ウ 非線引き都市計画区域	エ 準都市計画区域	オ 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域		用途地域等		宅地造成工事規制区域	内	外	その他	<p style="text-align: center;">[略]</p>																						
ア 市街化区域	イ 市街化調整区域	ウ 非線引き都市計画区域	エ 準都市計画区域																																
オ 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域		用途地域等																																	
宅地造成工事規制区域	内	外	その他																																
[略]																																			
<p>様式第 9 号(第 8 条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: right; border: 1px dashed black; padding: 2px;">※手数料欄</p> <p style="text-align: center;">開発行為変更許可申請書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>都市計画法第 35 条の 2 第 1 項の規定により、開発行為の変更の許可を申請します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>宮城県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">許可申請者 住所 氏名又は名称</p> </div> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p>(注)1～6 [略]</p> </div>	<p>様式第 9 号(第 8 条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">開発行為変更許可申請書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%; padding: 5px;"> <p>都市計画法第 35 条の 2 第 1 項の規定により、開発行為の変更の許可を申請します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>宮城県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">許可申請者 住所 氏名又は名称</p> </td> <td style="width: 20%; padding: 5px; vertical-align: top;"> <p style="text-align: center;">※ 収入証紙貼付欄</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>(注)1～6 [略]</p> </div>	<p>都市計画法第 35 条の 2 第 1 項の規定により、開発行為の変更の許可を申請します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>宮城県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">許可申請者 住所 氏名又は名称</p>	<p style="text-align: center;">※ 収入証紙貼付欄</p>	[略]																															
<p>都市計画法第 35 条の 2 第 1 項の規定により、開発行為の変更の許可を申請します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>宮城県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">許可申請者 住所 氏名又は名称</p>	<p style="text-align: center;">※ 収入証紙貼付欄</p>																																		
[略]																																			

様式第 16 号(第 16 条関係)

※手数料欄

建築物の特例許可申請書
[略]

[略]

(注) [略]

様式第 16 号(第 16 条関係)

収入証紙
貼付欄

建築物の特例許可申請書
[略]

[略]

(注) [略]

様式第 17 号(第 17 条関係)

※手数料欄

予定建築物等以外の建築物等の建築等許可申請書
[略]

[略]

様式第 17 号(第 17 条関係)

収入証紙
貼付欄

予定建築物等以外の建築物等の建築等許可申請書
[略]

[略]

様式第 18 号(第 18 条関係)

※手数料欄

建築物の新築、改築若しくは用途の変更
又は第一種特定工作物の新設許可申請書

都市計画法第 43 条第 1 項の規定により、 $\left\{ \begin{array}{l} \text{建築物} \\ \text{第一種} \\ \text{特定工作物} \end{array} \right\}$ の $\left\{ \begin{array}{l} \text{新築} \\ \text{改築} \\ \text{用途の変更} \\ \text{新設} \end{array} \right\}$ の許可を申請
します。

年 月 日

宮城県知事 殿

許可申請者 住所
氏名又は名称

[略]

(注) 1～3 [略]

様式第 18 号(第 18 条関係)

建築物の新築、改築若しくは用途の変更
又は第一種特定工作物の新設許可申請書

<p>都市計画法第 43 条第 1 項の規定により、$\left\{ \begin{array}{l} \text{建築物} \\ \text{第一種} \\ \text{特定工作物} \end{array} \right\}$の$\left\{ \begin{array}{l} \text{新築} \\ \text{改築} \\ \text{用途の変更} \\ \text{新設} \end{array} \right\}$の許可を申請します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>宮城県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">許可申請者 住所 氏名又は名称</p> <p>[略]</p>	※ 収入証紙貼付欄
---	-----------

(注) 1～3 [略]

様式第 21 号(第 21 条関係)

※手数料欄
地位の承継承認申請書 [略] [略]

様式第 24 号(第 23 条関係)

※手数料欄	
開発登録簿写しの交付申請書 [略]	
許可を受けた者の 住 所 及 び 氏 名 又 は 名 称	[略]
[略]	

様式第 27 号(第 29 条関係)

※手数料欄
開発行為又は建築等に関する証明書の交付申請書 [略] [略]
(注) 1・2 [略]

様式第 21 号(第 21 条関係)

収入証紙 貼付欄
地位の承継承認申請書 [略] [略]

様式第 24 号(第 23 条関係)

収入証紙 貼付欄	
開発登録簿写しの交付申請書 [略]	
許可を受けた者の 氏 名 又 は 名 称	[略]
[略]	

様式第 27 号(第 29 条関係)

収入証紙 貼付欄
開発行為又は建築等に関する証明書の交付申請書 [略] [略]
(注) 1・2 [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の様式第 5 号による設計説明書（その 1）、改正前の様式第 9 号による開発行為変更許可申請書、改正前の様式第 16 号による建築物の特例許可申請書、改正前の様式第 17 号による予定建築物等以外の建築物等の建築等許可申請書、改正前の様式第 18 号による建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書、改正前の様式第 21 号による地位の承継承認申請書、改正前の様式第 24 号による開発登録簿写しの交付申請書及び改正前の様式第 27 号による開発行為又は建築等に関する証明書 の交付申請書は、当分の間、改正後の様式第 5 号、様式第 9 号、様式第 16 号から様式第 18 号まで、様式第 21 号、様式第 24 号及び様式第 27 号によるものとみなす。

県営住宅条例施行規則及び特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則

(県営住宅条例施行規則の一部改正)

第1条 県営住宅条例施行規則(平成9年宮城県規則第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第15条 [略]</p> <p><u>(共益費の範囲)</u></p> <p>第15条の2 条例第20条の2第1項(条例第42条において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。</p> <p>(1) <u>給排水施設、汚水処理施設、し尿浄化施設、昇降機、外灯その他の共用に係る施設又は設備の使用及び維持に要する費用</u></p> <p>(2) <u>共同施設及び地区施設の使用に要する費用</u></p> <p>(3) <u>環境の維持整備に要する費用</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、施設等の使用及び維持に要する費用であって、入居者の共通の利益を図るため知事が特に必要と認めるもの</u></p> <p><u>(共益費の額の算定)</u></p> <p>第15条の3 条例第20条の2第2項(条例第42条において準用する場合を含む。)に規定する規則で定める方法は、1月につき、算定する日の属する年度(以下この条において「算定年度」という。)の前年度における当該県営住宅に係る前条各号に掲げる費用の額を算定年度における当該県営住宅の入居戸数で除して得た額を12で除して得た額に当該費用に係る施設等の使用の状況等を勘案して知事が定める率を乗じて得た額に、徴収及びこれに伴い必要な事務</p>	<p>第15条 [略]</p>

に要する費用に相当する額を加える方法とする。ただし、これによることができないとき、又はこれによることが適当でないときは、知事が別に定める方法とする。

(特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部改正)

第2条 特定公共賃貸住宅条例施行規則（平成7年宮城県規則第91号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第12条 [略]</p> <p><u>(共益費の範囲)</u></p> <p><u>第12条の2 条例第15条の2第1項に規定する規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。</u></p> <p><u>(1) 給排水施設、し尿浄化施設、エレベーター、外灯、階段灯その他共用に係る施設又は設備の使用に要する費用</u></p> <p><u>(2) 樹木のせん定、除草、側溝の清掃その他環境の維持保全に要する費用</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、施設等の使用及び維持に要する費用であって、入居者の共通の利益を図るため知事が特に必要と認めるもの</u></p> <p><u>(共益費の額の算定)</u></p> <p><u>第12条の3 条例第15条の2第2項に規定する規則で定める方法は、1月につき、算定する日の属する年度（以下この条において「算定年度」という。）の前年度における当該特定公共賃貸住宅に係る前条各号に掲げる費用の額を算定年度における当該特定公共賃貸住宅の入居戸数で除して得た額を12で除して得た額に当該費用に係る施設等の使用の状況等を勘案して知事が定める率を乗じて得た</u></p>	<p>第12条 [略]</p>

額に、徴収及びこれに伴い必要な事務に要する費用に相当する額を加える方法とする。ただし、これによることができないとき、又はこれによることが適当でないときは、知事が別に定める方法とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮城県告示第344号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 36 第 1 項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結したので告示する。

令和 7 年 5 月 23 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 包括外部監査契約の期間の始期
令和 7 年 4 月 8 日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
上野 陽一
宮城県仙台市宮城野区鉄砲町西 1 番地の 17 シーズンフラッツ SENDA I E A S T 901
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
概算払

宮城県告示第345号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 5 月 23 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
宮城県仙台市青葉区堤通雨宮町 4 番 17 号 宮城県仙台合同庁舎 8 階
社会福祉法人宮城県社会福祉協議会
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
介護支援専門員実務研修受講試験に係る手数料徴収事務
- 3 指定年月日
令和 7 年 4 月 15 日
- 4 委託年月日
令和 7 年 4 月 15 日
- 5 委託期間
令和 7 年 4 月 15 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

宮城県告示第346号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年5月23日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
宮城県仙台市青葉区本町3丁目6の18 勾当台イーストビル5階C
特定非営利活動法人宮城県ケアマネジャー協会
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
介護支援専門員再研修に係る手数料徴収事務
- 3 指定年月日
令和7年3月28日
- 4 委託年月日
令和7年3月28日
- 5 委託期間
令和7年3月28日から令和8年3月31日まで

宮城県告示第347号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営成田地区土地改良事業（区画整理事業）計画を定めたので、同条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第6項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和7年5月23日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和7年5月23日から令和7年6月20日まで
- 3 縦覧場所
柴田町役場

宮城県告示第348号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営関場・沼田地区土地改良事業（区画整理事業）計画を定めたので、同条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第6項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和7年5月23日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和7年5月23日から令和7年6月20日まで
- 3 縦覧場所
村田町役場

宮城県告示第349号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和7年5月23日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 (1) 解除予定保安林の所在場所
仙台市太白区秋保町長袋字黒森43-2（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養かん
- (3) 解除の理由
一般送配電事業用地とするため
- 2 (1) 解除予定保安林の所在場所
仙台市太白区秋保町長袋字黒森43-2・字館ヶ澤77-2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由
一般送配電事業用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び仙台市役所に備えて縦覧に供する。）

宮城県告示第350号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、次の土地区画整理事業の換地処分について届出があった。

令和7年5月23日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 土地区画整理事業の名称
富谷市高屋敷西土地区画整理事業
- 2 施行者の名称
株式会社河北ランド、東北放送株式会社
- 3 事務所の所在地
富谷市三ノ関狼沢73番地の1
- 4 換地処分の年月日
令和7年4月22日

宮城県告示第351号

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第10条第1項及び第26条第1項の規定により、次の区域を宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域に指定する。

令和7年5月23日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 区域の表示 次の図のとおり
- 2 指定年月日 令和7年5月23日

（「次の図」は、省略し、その図面は、宮城県土木部建築宅地課のホームページに掲載する。）

宮城県告示第 352 号

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 5 月 23 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程（昭和 39 年宮城県告示第 194 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第 1（第 1 条関係） (1)・(2) [略] (3) 収納代理金融機関			別表第 1（第 1 条関係） (1)・(2) [略] (3) 収納代理金融機関		
名称	位置	[略]	名称	位置	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
株式会社荘内銀行	<u>山形市本町 1 丁目 4 番 21 号</u>	[略]	株式会社荘内銀行	<u>鶴岡市本町 1 丁目 9 番 7 号</u>	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

この告示は、令和 7 年 5 月 26 日から施行する。

宮城県告示第353号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年5月23日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
宮城県石巻市魚町2丁目14番地
石巻魚市場株式会社
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
海洋総合実習船宮城丸の漁獲物の石巻市水産物地方卸売市場石巻売場における販売に係る物品売払代金
- 3 指定年月日
令和7年5月1日
- 4 委託年月日
令和7年5月14日
- 5 委託期間
令和7年5月14日から令和8年3月31日まで

宮城県告示第354号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年5月23日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
宮城県気仙沼市魚市場前8番25号
気仙沼漁業協同組合
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
海洋総合実習船宮城丸の漁獲物の地方卸売市場気仙沼市魚市場における販売に係る物品売払代金
- 3 指定年月日
令和7年5月1日
- 4 委託年月日
令和7年5月14日
- 5 委託期間
令和7年5月14日から令和8年3月31日まで

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和 7 年 5 月 23 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 入札に付する事項

(1) 調達案件及び数量

学習者用コンピュータ等調達及び設定等委託業務 一式

(2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 委託期間 契約締結の日から令和 8 年 2 月 27 日まで

(4) 施行場所 県立学校

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

(3) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

(4) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(6) 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

(7) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 11 月 1 日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

イ 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な

行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

ロ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ニ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ホ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

(8) 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 電話 022-211-3335）へ令和7年6月6日（金）午後5時までに提出すること。

3 入札書の提出場所等

(1) 電子調達システムの利用

イ 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

ロ 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

(2) 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒980-8423 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県教育庁教育企画室情報化推進班 電話 022-211-3612)

(3) 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和7年6月9日（月）まで（2）あて申し出ること。

(4) 一般競争入札参加資格審査

イ 電子調達システムを用いて参加資格審査を受ける場合 電子調達システム（以下「システム」という。）により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和7年6月9日（月）午前9時から令和7年6月17日（火）午後5時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

ロ 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和7年6月17日（火）午後5時までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

ハ 開札日までの間において、イ又はロにおいて提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札書の提出期限等

イ システムを用いて入札する場合

入札期間 令和7年6月23日（月）午前9時から令和7年7月1日（火）午後5時まで

ロ 書面により入札書を提出する場合

(イ) 日時 令和7年7月1日（火）午後5時

(ロ) 場所 (2)に同じ

(ハ) 郵送による場合は、配達証明付書留郵便により（イ）の日時までには到達するように提出すること。

ただし、入札書を持参する場合は、(6)の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

(ニ) 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

(6) 開札の日時及び場所

令和7年7月2日（水）午前10時

宮城県行政庁舎16階 教育企画室内

4 入札に参加することができない者 2に定める資格を有しない者

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 財務規則（昭和39年宮城県規則第7号）第97条及び第98条の規定による。

(3) 契約保証金 財務規則第113条及び第114条の規定による。

(4) 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

(5) 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消

費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

- (6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無
- (8) 契約書作成の要否 要
- (9) この契約は、電子契約を選択することができる。
- (10) 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
- (11) 詳細は、入札説明書による。

6 概要

Summary

- (1) Nature and Quantity of Items or Services to be Procured: Procurement and setup of computers, etc. for educational use (1 set).
- (2) Contract Period: From date of contract settlement to February 27, 2026.
- (3) Place of Implementation: Miyagi Prefectural schools
- (4) Deadline and Location for Bid Submission: Information Technology Promotion Section, Education Planning Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture
July 1, 2025 (Tue.), 5:00 P.M
- (5) Time and Location of Bid Selection: Education Planning Division, Miyagi Prefectural Government Building 16th Floor
July 2, 2025 (Wed.), 10:00 A.M.
- (6) Contact Information: Information Technology Promotion Section, Education Planning Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefectural Government.
3-8-1 Honcho, Aoba Ward, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8423
Tel.: 022-211-3612
- (7) Language and Currency Used in Contract Procedures: Japanese and Japanese yen only.

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和7年5月23日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 入札に付する事項

- (1) 調達案件及び数量 仙台中央警察署ほか1件LED照明賃貸借業務 1式
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 令和7年10月1日から令和12年9月30日まで
- (4) 履行場所 宮城県仙台市青葉区五橋1丁目3-19 ほか

2 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- (3) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (4) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (6) 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (7) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

イ 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

- ロ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。
 - ハ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - ニ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ホ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。
- (8) 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 電話022-211-3335）へ令和7年6月4日（水）午後5時までに提出すること。

3 入札書の提出場所等

(1) 担当課

〒980-8410 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県警察本部総務部会計課調度係（電話番号022-221-7171、内線2232）

(2) 入札説明書等の交付方法

この入札公告が掲載された物品等電子調達システムからダウンロードできる。

(3) 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより令和7年6月18日（水）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札書の提出期限

入札書を持参する場合は、(5)の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、令和7年7月2日（水）午後5時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて(1)あて必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

(5) 開札の日時及び場所

イ 日時 令和7年7月3日（木）午前9時30分

ロ 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県警察本部庁舎地下1階入札室

4 入札に参加することができない者

2に定める資格を有しない者及び3の(3)における審査により資格を有しないとされた者

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金 財務規則（昭和39年宮城県規則第7号）第98条第1項第3号の規定により、免除とする。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、同第97条の入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。
- (3) 契約保証金 財務規則（昭和39年宮城県規則第7号）第113条及び第114条の規定による。
- (4) 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。
- (5) 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の賃貸借料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) 契約書作成の要否 要
- (8) この契約は、電子契約を選択することができる。
- (9) この入札に係る調達案件は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約対象業務として複数年度に渡る履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。
- (10) 詳細は入札説明書による。

6 概要

Summary

1. Place and Deadline For Submitting Bid Form

Supplies Section, Accounting Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters

July 2, 2025, 5:00 p.m.

2. Item/Service Required

Lease of LED lighting equipment for Sendai Chuo Police Station and 1 other place – 1 set

3. Date and Place of Bid Selection

the Bidding Room, Miyagi Prefectural Police Headquarters

July 3, 2025, 9:30 a.m.

4. Contact

Supplies Section, Accounting Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters

3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan
Tel. 022-221-7171 Ext. 2232